

令04原機(サ保)079  
令和4年9月26日

原子力規制委員会 殿

茨城県那珂郡東海村大字舟石川765番地1  
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構  
理事長 小口 正範 (公印省略)

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

核燃料サイクル工学研究所

核燃料物質使用施設保安規定の変更認可申請について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第57条第1項の規定に基づき、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所核燃料物質使用施設保安規定について、別紙のとおり変更認可を申請します。

## 核燃料物質使用施設保安規定の変更

### 変更の内容及び理由

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所核燃料物質使用施設保安規定の主な変更の内容及び理由は、以下のとおりである。

なお、変更の詳細は別添に示す。

#### 1. 変更の内容

- (1) 第I編 第9章 第37条の2として、放射性廃棄物でない廃棄物の管理に係る条文を規定する。
- (2) 第I編 第I-7表（外部及び内部被ばくによる線量の測定）における個人線量計の名称を変更する。
- (3) 記載の適正化を図る。

#### 2. 変更の理由

- (1) 放射性廃棄物の低減化を図ることに伴い、管理区域内において設置された資材等又は使用した物品であって「核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物で廃棄しようとするもの」でない廃棄物（放射性廃棄物でない廃棄物）として取り扱うための判断方法など、当該廃棄物の管理に必要な保安上の措置に関する事項を追加するため。
- (2) TLDの生産終了を踏まえた個人線量計測定業務の外部委託に伴い、個人線量計の種類が増えるため。
- (3) 用語の統一、文書名称の修正等、記載の適正化を図るため。

#### 3. 施行期日

この規定は、原子力規制委員会の認可日以降、理事長が別に定める日から施行する。

以 上

別 添

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構  
核燃料サイクル工学研究所  
核燃料物質使用施設保安規定 新旧対照表

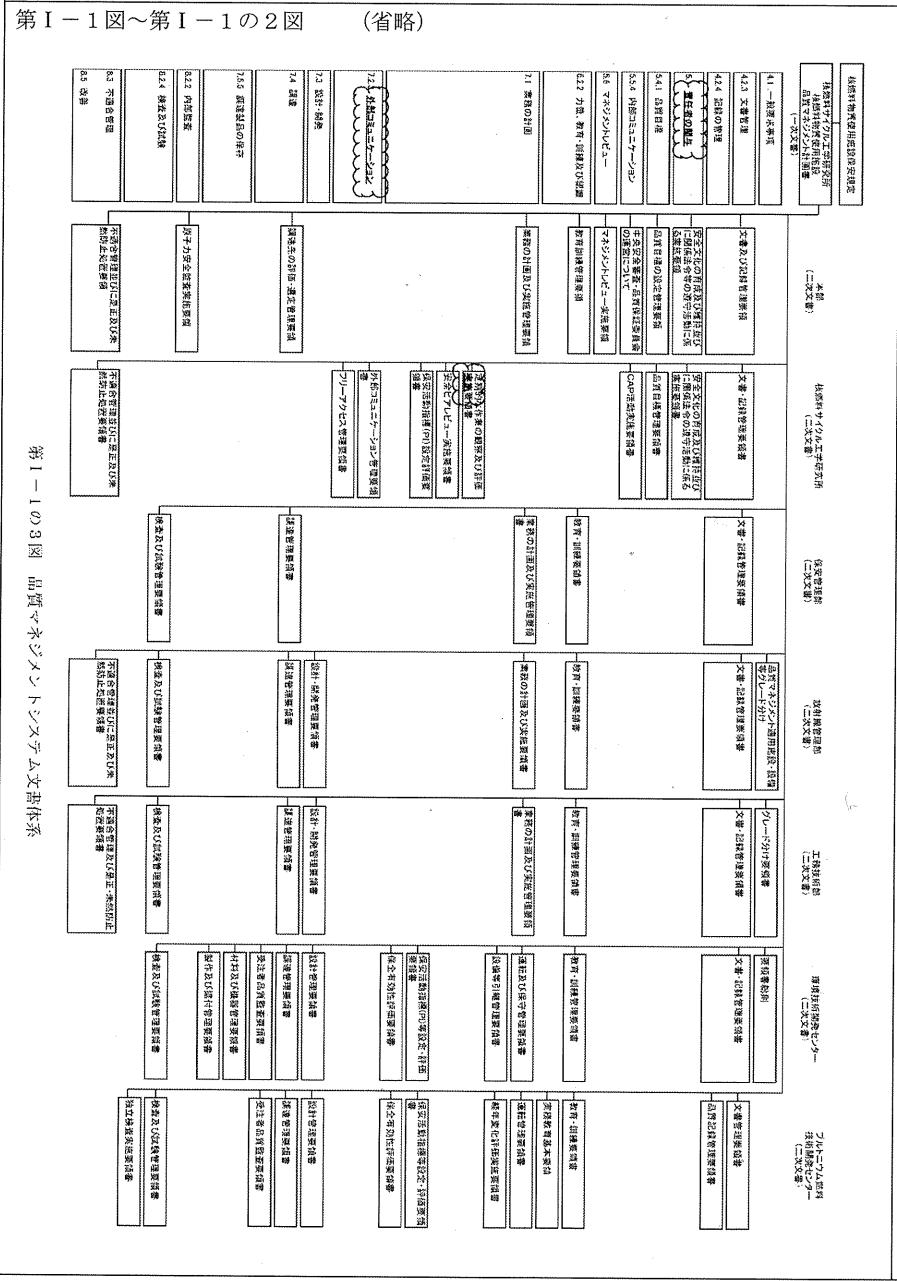
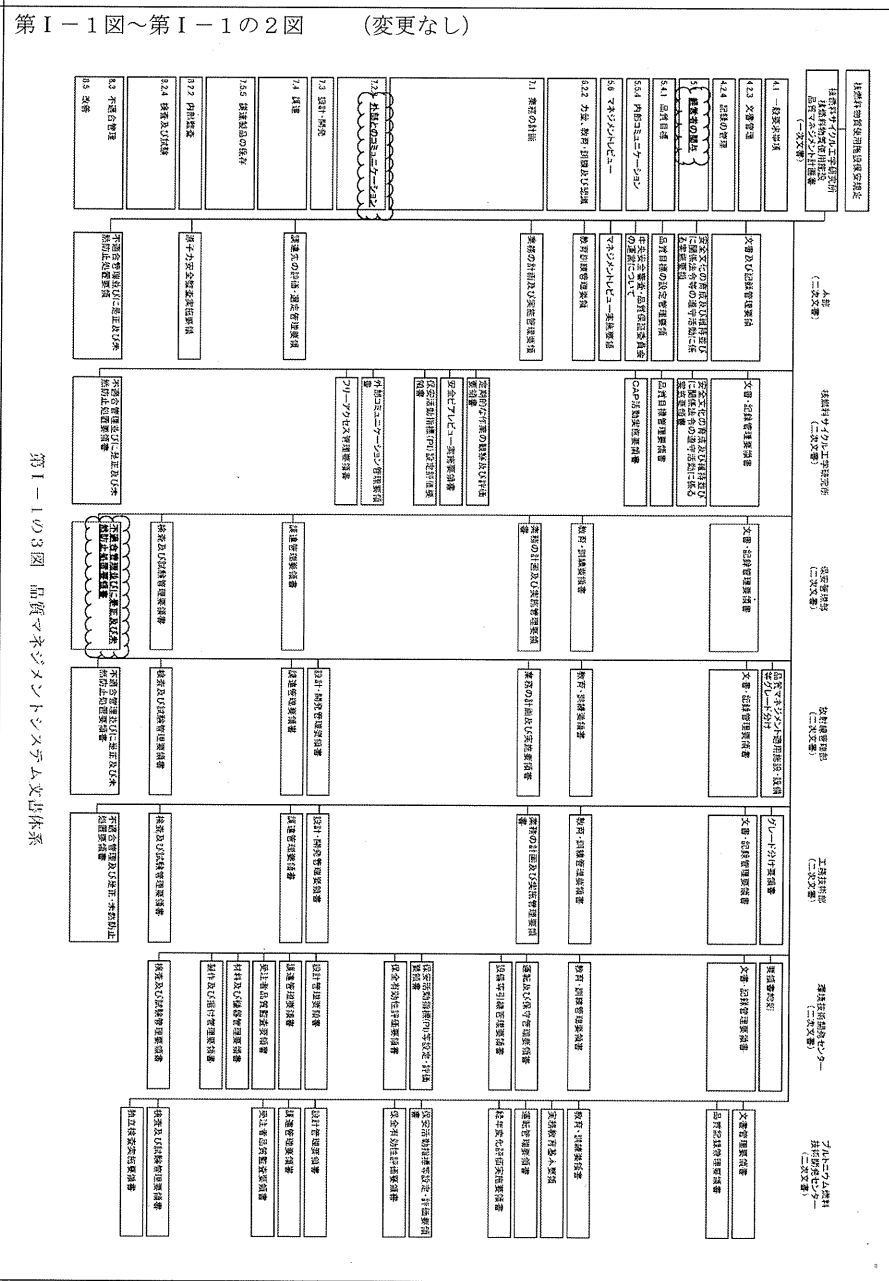
令和4年9月

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

変 更 前	変 更 後	変更理由
<p style="text-align: center;">第 I 編 共通編（総則及び放射線管理）</p> <p>第 1 章第 1 条～第 5 章第 19 条 （省略）</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 放射線管理</p> <p>（管理区域）</p> <p>第 20 条 所長は、核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示（平成 27 年原子力規制委員会告示第 8 号。以下「線量告示」という。）第 1 条に定める管理区域に係る線量等の値を超え、又は超えるおそれのある区域を管理区域として指定しなければならない。</p> <p>2. 管理区域は、第 I－2 図に掲げる区域とする。</p> <p>3. 統括者は、前項に定める管理区域を、壁、<u>さく</u>等の区画物によって区画するほか、標識を設けることによって明らかに他の場所と区別しなければならない。</p> <p>4. 所長は、管理区域を解除する場合は、第 1 項の管理区域に係る値を超えていないことを確認しなければならない。</p> <p>（一時管理区域）</p> <p>第 21 条 統括者は、前条第 2 項に示す区域以外の場所が、核燃料物質等の使用等において、一時的に線量告示第 1 条に定める管理区域に係る値を超え、又は超えるおそれのある場合は、その区域を一時管理区域として指定しなければならない。</p> <p>2. 統括者は、前項に定める一時管理区域を<u>さく</u>、縄張等により区画し、標識を設けることによって明らかに他の場所と区別しなければならない。</p> <p>3. 統括者は、一時管理区域の指定又は解除を行った場合は、直ちにその旨を核燃料取扱主務者、放射線管理部長及び放射線管理第 1 課長に通知するとともに、従業員に周知しなければならない。</p> <p>（立入制限区域）</p> <p>第 22 条 環境センター内各部長、当直長又はプルセンター内各部長は、その所掌する管理区域について汚染の拡大を防止し、又は放射線による被ばくを制限する必要がある区域が生じた場合は、立入制限区域として設定しなければならない。</p> <p>2. 環境センター内各部長、当直長又はプルセンター内各部長は、前項に定める立入制限区域を<u>さく</u>、縄張等により区画し、標識を設けなければならない。</p> <p>3. 環境センター内各部長、当直長又はプルセンター内各部長は、第 1 項の立入制限区</p>	<p style="text-align: center;">第 I 編 共通編（総則及び放射線管理）</p> <p>第 1 章第 1 条～第 5 章第 19 条 （変更なし）</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 放射線管理</p> <p>（管理区域）</p> <p>第 20 条 所長は、核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示（平成 27 年原子力規制委員会告示第 8 号。以下「線量告示」という。）第 1 条に定める管理区域に係る線量等の値を超え、又は超えるおそれのある区域を管理区域として指定しなければならない。</p> <p>2. 管理区域は、第 I－2 図に掲げる区域とする。</p> <p>3. 統括者は、前項に定める管理区域を、壁、<u>柵</u>等の区画物によって区画するほか、標識を設けることによって明らかに他の場所と区別しなければならない。</p> <p>4. 所長は、管理区域を解除する場合は、第 1 項の管理区域に係る値を超えていないことを確認しなければならない。</p> <p>（一時管理区域）</p> <p>第 21 条 統括者は、前条第 2 項に示す区域以外の場所が、核燃料物質等の使用等において、一時的に線量告示第 1 条に定める管理区域に係る値を超え、又は超えるおそれのある場合は、その区域を一時管理区域として指定しなければならない。</p> <p>2. 統括者は、前項に定める一時管理区域を<u>柵</u>、縄張等により区画し、標識を設けることによって明らかに他の場所と区別しなければならない。</p> <p>3. 統括者は、一時管理区域の指定又は解除を行った場合は、直ちにその旨を核燃料取扱主務者、放射線管理部長及び放射線管理第 1 課長に通知するとともに、従業員に周知しなければならない。</p> <p>（立入制限区域）</p> <p>第 22 条 環境センター内各部長、当直長又はプルセンター内各部長は、その所掌する管理区域について汚染の拡大を防止し、又は放射線による被ばくを制限する必要がある区域が生じた場合は、立入制限区域として設定しなければならない。</p> <p>2. 環境センター内各部長、当直長又はプルセンター内各部長は、前項に定める立入制限区域を<u>柵</u>、縄張等により区画し、標識を設けなければならない。</p> <p>3. 環境センター内各部長、当直長又はプルセンター内各部長は、第 1 項の立入制限区</p>	<p>・記載の適正化（使用規則との用語の整合）</p> <p>・記載の適正化（使用規則との用語の整合）</p> <p>・記載の適正化（使用規則との用語の整合）</p>

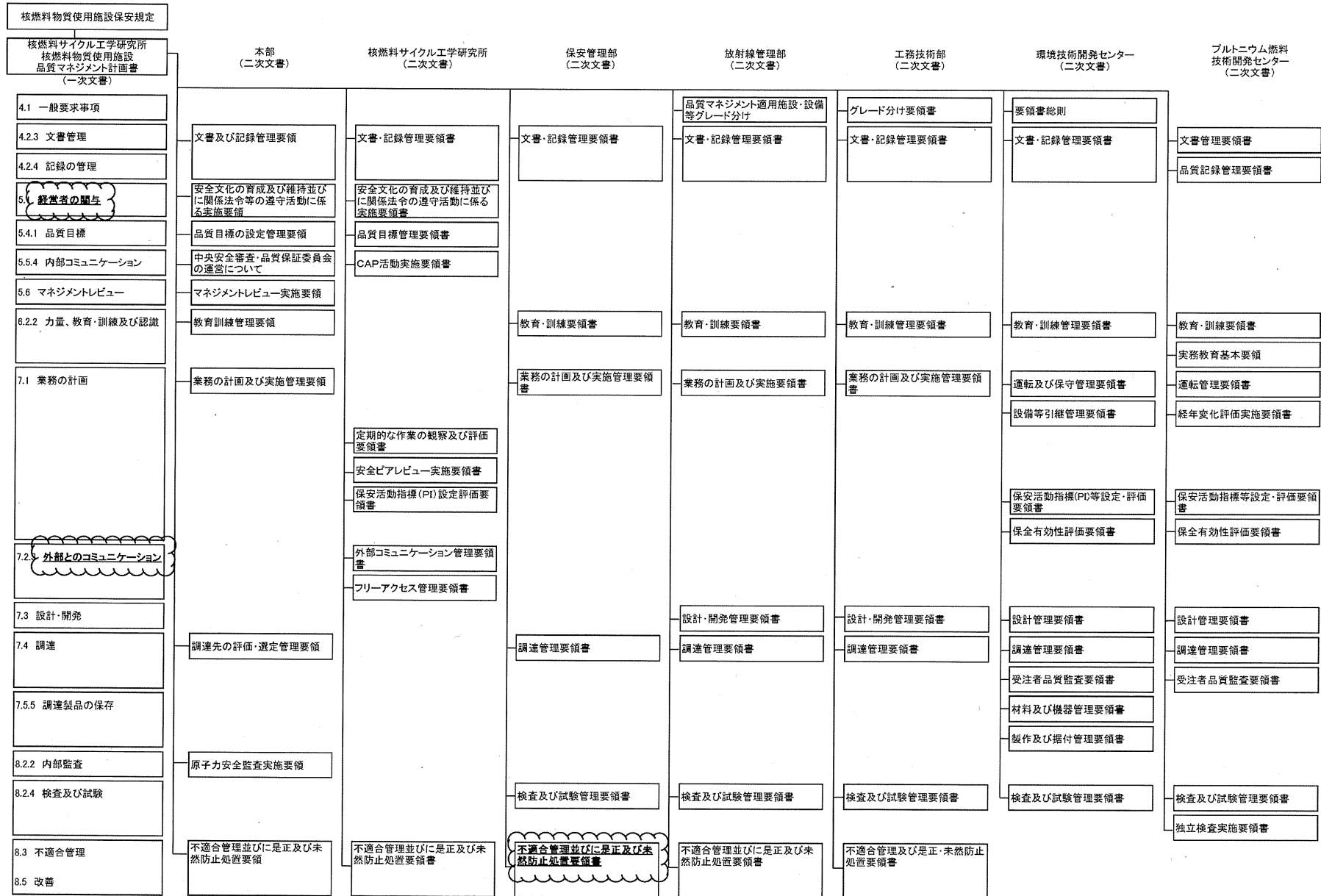
変 更 前	変 更 後	変更理由
<p>域を設定し、又はこれを解除する場合は、あらかじめ核燃料取扱主務者及び放射線管理第 1 課長と協議するとともに、統括者に報告しなければならない。</p> <p>4. 環境センター内各部長、当直長又はプルセンター内各部長は、第 1 項の規定により、立入制限区域を設定した場合は、その旨を従業員に周知しなければならない。</p> <p>第 6 章第 23 条 (省略)</p> <p>(周辺監視区域)</p> <p>第 24 条 周辺監視区域は、第 I - 3 図に掲げる区域とする。</p> <p>2. 危機管理課長は、前項の周辺監視区域境界に原則として<u>さく</u>を設けるか又は標識を掲げることにより、業務上立ち入る者以外の者の立入りを制限しなければならない。</p> <p>第 6 章第 25 条～第 8 章第 37 条 (省略)</p> <p>(記載なし)</p>	<p>域を設定し、又はこれを解除する場合は、あらかじめ核燃料取扱主務者及び放射線管理第 1 課長と協議するとともに、統括者に報告しなければならない。</p> <p>4. 環境センター内各部長、当直長又はプルセンター内各部長は、第 1 項の規定により、立入制限区域を設定した場合は、その旨を従業員に周知しなければならない。</p> <p>第 6 章第 23 条 (変更なし)</p> <p>(周辺監視区域)</p> <p>第 24 条 周辺監視区域は、第 I - 3 図に掲げる区域とする。</p> <p>2. 危機管理課長は、前項の周辺監視区域境界に原則として<u>柵</u>を設けるか又は標識を掲げることにより、業務上立ち入る者以外の者の立入りを制限しなければならない。</p> <p>第 6 章第 25 条～第 8 章第 37 条 (変更なし)</p> <p style="text-align: center;"><u>第 9 章 放射性廃棄物でない廃棄物の管理</u></p> <p><u>(放射性廃棄物でない廃棄物の管理)</u></p> <p><u>第 37 条の 2 統括者又は放射線管理部長は、管理区域内において設置された資材等(金属、コンクリート類、ガラスくず、廃油、プラスチック等)又は使用された物品(工具類等)を、「核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物で廃棄しようとするもの」でない廃棄物(放射性廃棄物でない廃棄物)として管理区域外に搬出する場合は、次の各号に掲げる事項を確認する。</u></p> <p><u>(1) 資材等については、適切な汚染防止対策が行われていることを確認した上で、適切に管理された使用履歴、設置状況の記録等により汚染がないこと。また、適切な測定方法により念のための放射線測定評価を行い、測定結果が理論検出限界曲線の検出限界値未満であること。なお、汚染された資材等について汚染部位の特定・分離を行った場合には、残った汚染されていない部位についても同様に念のための放射線測定評価を行い、測定結果が理論検出限界曲線の検出限界値未満であること。</u></p> <p><u>(2) 物品については、適切な汚染防止対策が行われていることを確認した上で、適切に管理された使用履歴の記録等により汚染がないこと。また、適切な測定方法により念のための放射線測定評価を行い、測定結果が理論検出限界曲線の検出限界値未満であること。なお、使用履歴の記録等が適切に管理されていない物品については、適切な測定方法により放射線測定評価を行い、汚染がないことを確認した上で、それ以降に適切な汚染防止対策、使用履歴の記録等の管理が行われたこと。</u></p>	<p>・記載の適正化(使用規則との用語の整合)</p> <p>第 37 条の 2</p> <p>・放射性廃棄物でない廃棄物として取り扱う廃棄物の範囲、判断方法等に関する事項を追加する。</p>

変 更 前	変 更 後	変更理由
<p style="text-align: center;"><u>第 9 章</u> 放射性廃棄物等の管理</p> <p>第 38 条～第 40 条の 2 (省略)</p> <p style="text-align: center;"><u>第 10 章</u> 非常の場合に採るべき措置</p> <p>第 41 条～第 49 条 (省略)</p> <p style="text-align: center;"><u>第 11 章</u> 記録及び報告</p> <p>第 50 条～第 52 条 (省略)</p>	<p>(3) <u>前二号の資材等及び物品について管理区域から搬出するまでの間、他の資材等及び物品との混在防止の措置が講じられていること。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第 10 章</u> 放射性廃棄物等の管理</p> <p>第 38 条～第 40 条の 2 (変更なし)</p> <p style="text-align: center;"><u>第 11 章</u> 非常の場合に採るべき措置</p> <p>第 41 条～第 49 条 (変更なし)</p> <p style="text-align: center;"><u>第 12 章</u> 記録及び報告</p> <p>第 50 条～第 52 条 (変更なし)</p>	<p>・記載の適正化(章番号の繰下げ)</p> <p>・記載の適正化(章番号の繰下げ)</p> <p>・記載の適正化(章番号の繰下げ)</p>

変更前	変更後	変更理由
<p>第I-1図~第I-1の2図 (省略)</p> 	<p>第I-1図~第I-1の2図 (変更なし)</p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・記載の適正化(第3章第12条(品質マネジメント計画)との記載の整合)</li> <li>・記載の適正化(要領書名の誤記修正)</li> <li>・記載の適正化(要領書名の追加)</li> </ul>

第I-1の3図 品質マネジメントシステム文書体系

【変更後】



第 I - 1 の 3 図 品質マネジメントシステム文書体系



変 更 前	変 更 後	変更理由																						
<p>第 I - 2 - (1) 図～第 I - 3 図 (省略)</p> <p>第 I - 1 - (1) 表～第 I - 3 表 (省略)</p> <p>第 I - 4 表 管理区域に係る線量率等の測定</p> <table border="1" data-bbox="85 459 936 906"> <thead> <tr> <th>測 定 項 目</th> <th>測 定 頻 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管理区域内の施設、設備等の表面密度 (注 1)</td> <td>毎週 1 回</td> </tr> <tr> <td>管理区域内の空気中の放射性物質濃度</td> <td>毎週 1 回 (1 週間についての平均濃度)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">管理区域内の空間の線量率 (注 2)</td> <td>しゃへい物の側壁について 毎日作業中 1 回</td> </tr> <tr> <td>管理区域の空間について 毎週 1 回</td> </tr> <tr> <td>管理区域の出入口における表面密度及び空気中の放射性物質濃度 (注 3)</td> <td>停電が発生したとき</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注 1) 管理区域の出入口、核燃料物質等を取り扱う作業室、管理区域内の主要通路等における適当な箇所 (注 2) しゃへい物の側壁、核燃料物質等を取り扱う作業室、管理区域境界等における適当な箇所 (注 3) J 棟、第 2 ウラン系廃棄物貯蔵施設及び M 棟の作業中に限る</p> <p>第 I - 5 表～第 I - 6 表 (省略)</p>	測 定 項 目	測 定 頻 度	管理区域内の施設、設備等の表面密度 (注 1)	毎週 1 回	管理区域内の空気中の放射性物質濃度	毎週 1 回 (1 週間についての平均濃度)	管理区域内の空間の線量率 (注 2)	しゃへい物の側壁について 毎日作業中 1 回	管理区域の空間について 毎週 1 回	管理区域の出入口における表面密度及び空気中の放射性物質濃度 (注 3)	停電が発生したとき	<p>第 I - 2 - (1) 図～第 I - 3 図 (変更なし)</p> <p>第 I - 1 - (1) 表～第 I - 3 表 (変更なし)</p> <p>第 I - 4 表 管理区域に係る線量率等の測定</p> <table border="1" data-bbox="981 459 1832 906"> <thead> <tr> <th>測 定 項 目</th> <th>測 定 頻 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管理区域内の施設、設備等の表面密度 (注 1)</td> <td>毎週 1 回</td> </tr> <tr> <td>管理区域内の空気中の放射性物質濃度</td> <td>毎週 1 回 (1 週間についての平均濃度)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">管理区域内の空間の線量率 (注 2)</td> <td>遮蔽物の側壁について 毎日作業中 1 回</td> </tr> <tr> <td>管理区域の空間について 毎週 1 回</td> </tr> <tr> <td>管理区域の出入口における表面密度及び空気中の放射性物質濃度 (注 3)</td> <td>停電が発生したとき</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注 1) 管理区域の出入口、核燃料物質等を取り扱う作業室、管理区域内の主要通路等における適当な箇所 (注 2) 遮蔽物の側壁、核燃料物質等を取り扱う作業室、管理区域境界等における適当な箇所 (注 3) J 棟、第 2 ウラン系廃棄物貯蔵施設及び M 棟の作業中に限る</p> <p>第 I - 5 表～第 I - 6 表 (変更なし)</p>	測 定 項 目	測 定 頻 度	管理区域内の施設、設備等の表面密度 (注 1)	毎週 1 回	管理区域内の空気中の放射性物質濃度	毎週 1 回 (1 週間についての平均濃度)	管理区域内の空間の線量率 (注 2)	遮蔽物の側壁について 毎日作業中 1 回	管理区域の空間について 毎週 1 回	管理区域の出入口における表面密度及び空気中の放射性物質濃度 (注 3)	停電が発生したとき	<p>・記載の適正化 (使用規則との用語の整合)</p> <p>・記載の適正化 (使用規則との用語の整合)</p>
測 定 項 目	測 定 頻 度																							
管理区域内の施設、設備等の表面密度 (注 1)	毎週 1 回																							
管理区域内の空気中の放射性物質濃度	毎週 1 回 (1 週間についての平均濃度)																							
管理区域内の空間の線量率 (注 2)	しゃへい物の側壁について 毎日作業中 1 回																							
	管理区域の空間について 毎週 1 回																							
管理区域の出入口における表面密度及び空気中の放射性物質濃度 (注 3)	停電が発生したとき																							
測 定 項 目	測 定 頻 度																							
管理区域内の施設、設備等の表面密度 (注 1)	毎週 1 回																							
管理区域内の空気中の放射性物質濃度	毎週 1 回 (1 週間についての平均濃度)																							
管理区域内の空間の線量率 (注 2)	遮蔽物の側壁について 毎日作業中 1 回																							
	管理区域の空間について 毎週 1 回																							
管理区域の出入口における表面密度及び空気中の放射性物質濃度 (注 3)	停電が発生したとき																							

変 更 前	変 更 後	変更理由																																																
<p>第 I - 7 表 外部及び内部被ばくによる線量の測定</p> <p>(1) 外部被ばくによる線量</p> <table border="1" data-bbox="152 335 869 778"> <thead> <tr> <th>個人線量計</th> <th>対 象 者</th> <th>測定頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>TLD バッジ</td> <td>放射線業務従事者</td> <td>四半期ごと ただし、妊娠を申告した女子にあっては1月ごと</td> </tr> <tr> <td>TLD 指リング</td> <td>放射線業務従事者のうち線量計測課長が必要と認める者</td> <td>四半期ごと</td> </tr> <tr> <td>TLD 又は電子式個人線量計</td> <td>一時立入者及び線量計測課長が必要と認める者</td> <td>必要のつど</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 内部被ばくによる線量</p> <table border="1" data-bbox="152 861 869 1332"> <thead> <tr> <th>検査項目</th> <th>対 象 者</th> <th>測定頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>空気中の放射性物質濃度からの計算</td> <td>放射線業務従事者</td> <td>四半期ごと ただし、妊娠を申告した女子にあっては1月ごと</td> </tr> <tr> <td>全身カウンタ</td> <td>放射線業務従事者でCPFの管理区域に立入る者</td> <td>入退所時及び1年に1回以上</td> </tr> <tr> <td>バイオアッセイ</td> <td>放射線業務従事者でウラン又はプルトニウムの取扱いに従事する者から無作為に選出した者</td> <td>1年に1回以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>第 I - 8 - (1) 表～第 I - 12 表 (省略)</p>	個人線量計	対 象 者	測定頻度	TLD バッジ	放射線業務従事者	四半期ごと ただし、妊娠を申告した女子にあっては1月ごと	TLD 指リング	放射線業務従事者のうち線量計測課長が必要と認める者	四半期ごと	TLD 又は電子式個人線量計	一時立入者及び線量計測課長が必要と認める者	必要のつど	検査項目	対 象 者	測定頻度	空気中の放射性物質濃度からの計算	放射線業務従事者	四半期ごと ただし、妊娠を申告した女子にあっては1月ごと	全身カウンタ	放射線業務従事者でCPFの管理区域に立入る者	入退所時及び1年に1回以上	バイオアッセイ	放射線業務従事者でウラン又はプルトニウムの取扱いに従事する者から無作為に選出した者	1年に1回以上	<p>第 I - 7 表 外部及び内部被ばくによる線量の測定</p> <p>(1) 外部被ばくによる線量</p> <table border="1" data-bbox="1048 335 1765 778"> <thead> <tr> <th>個人線量計</th> <th>対 象 者</th> <th>測定頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">体幹部用線量計</td> <td>放射線業務従事者</td> <td>四半期ごと ただし、妊娠を申告した女子にあっては1月ごと</td> </tr> <tr> <td>一時立入者</td> <td>必要の都度</td> </tr> <tr> <td>水晶体用線量計</td> <td rowspan="2">放射線業務従事者のうち線量計測課長が必要と認める者</td> <td rowspan="2">四半期ごと</td> </tr> <tr> <td>末端部用線量計</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 内部被ばくによる線量</p> <table border="1" data-bbox="1048 861 1765 1332"> <thead> <tr> <th>検査項目</th> <th>対 象 者</th> <th>測定頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>空気中の放射性物質濃度からの計算</td> <td>放射線業務従事者</td> <td>四半期ごと ただし、妊娠を申告した女子にあっては1月ごと</td> </tr> <tr> <td>全身カウンタ</td> <td>放射線業務従事者でCPFの管理区域に立入る者</td> <td>入退所時及び1年に1回以上</td> </tr> <tr> <td>バイオアッセイ</td> <td>放射線業務従事者でウラン又はプルトニウムの取扱いに従事する者から無作為に選出した者</td> <td>1年に1回以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>第 I - 8 - (1) 表～第 I - 12 表 (変更なし)</p>	個人線量計	対 象 者	測定頻度	体幹部用線量計	放射線業務従事者	四半期ごと ただし、妊娠を申告した女子にあっては1月ごと	一時立入者	必要の都度	水晶体用線量計	放射線業務従事者のうち線量計測課長が必要と認める者	四半期ごと	末端部用線量計	検査項目	対 象 者	測定頻度	空気中の放射性物質濃度からの計算	放射線業務従事者	四半期ごと ただし、妊娠を申告した女子にあっては1月ごと	全身カウンタ	放射線業務従事者でCPFの管理区域に立入る者	入退所時及び1年に1回以上	バイオアッセイ	放射線業務従事者でウラン又はプルトニウムの取扱いに従事する者から無作為に選出した者	1年に1回以上	<p>・記載の適正化 (TLD の生産終了を踏まえた個人線量計測定業務の外部委託に伴い、線量計の種類を特定しない記載へ変更するとともに記載順を変更)</p>
個人線量計	対 象 者	測定頻度																																																
TLD バッジ	放射線業務従事者	四半期ごと ただし、妊娠を申告した女子にあっては1月ごと																																																
TLD 指リング	放射線業務従事者のうち線量計測課長が必要と認める者	四半期ごと																																																
TLD 又は電子式個人線量計	一時立入者及び線量計測課長が必要と認める者	必要のつど																																																
検査項目	対 象 者	測定頻度																																																
空気中の放射性物質濃度からの計算	放射線業務従事者	四半期ごと ただし、妊娠を申告した女子にあっては1月ごと																																																
全身カウンタ	放射線業務従事者でCPFの管理区域に立入る者	入退所時及び1年に1回以上																																																
バイオアッセイ	放射線業務従事者でウラン又はプルトニウムの取扱いに従事する者から無作為に選出した者	1年に1回以上																																																
個人線量計	対 象 者	測定頻度																																																
体幹部用線量計	放射線業務従事者	四半期ごと ただし、妊娠を申告した女子にあっては1月ごと																																																
	一時立入者	必要の都度																																																
水晶体用線量計	放射線業務従事者のうち線量計測課長が必要と認める者	四半期ごと																																																
末端部用線量計																																																		
検査項目	対 象 者	測定頻度																																																
空気中の放射性物質濃度からの計算	放射線業務従事者	四半期ごと ただし、妊娠を申告した女子にあっては1月ごと																																																
全身カウンタ	放射線業務従事者でCPFの管理区域に立入る者	入退所時及び1年に1回以上																																																
バイオアッセイ	放射線業務従事者でウラン又はプルトニウムの取扱いに従事する者から無作為に選出した者	1年に1回以上																																																